

## 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

[令和6年4月1日現在]

### 1 事業所の概要

事業所名	地域包括支援センターさばえ
所在地	〒916-0025 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号
事業所番号	1800700039
連絡先	電話：0778-51-0112 FAX：0778-51-4440
サービス提供地域	鯖江市（鯖江地区・新横江地区）

### 2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名
保健師又は看護師	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
主任介護支援専門員等	3名（常勤 1名、非常勤 2名）
社会福祉士等	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
その他の職員	2名（常勤 2名、非常勤 0名）

### 3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	日曜日・祝日
提供時間	8:30～17:30	8:30～12:30	休み

(注) 但し、国民の祝日、国民の休日、年末年始（12/31～1/3まで）を除く。

### 4 利用者負担金（別紙1）

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。但し、介護予防支援については、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、記載の負担金を事業者にお支払い下さい。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口に申請していただくと、支払い額が払い戻しされる場合があります。
- (2) 担当職員が通常サービス提供地域をこえる地域に訪問等する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いを求める場合があります。

### 5 事業者のサービスの方針等

- (1) 当事業所の担当者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むために、状態の軽減もしくは悪化を予防できるように、利用者及び家族等の立場に立って援助を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格の尊重をし、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に努めます。

- (3) 関係市町、地区の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (4) 当事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- (5) 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- (6) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会（テレビ電話装置等情報機器を活用）を定期的開催、指針の整備、職員に対し研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。また、措置を適切に実施するために担当者を配置します。
- (7) 当事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないことを基本とし、介護支援専門員は、事業者がやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を確認し記録します。
- (8) 事業を行うにあたっては、介護保険等関連情報を活用し、事業所単位でPDC Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの向上に努めます。

## 6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関名 連絡先	主治医等の氏名
緊急連絡先	氏名（続柄） 連絡先	

## 7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口に御連絡くださいますようお願いいたします。

地域包括支援センターさばえ	電話番号 0778-51-0112 FAX番号 0778-51-4440 相談員（責任者） 嶋田 朋子 対応時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日曜日・祝日、年末年始(12/31～1/3)を除く)
---------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鯖江市 健康福祉部長寿福祉課 介護保険G	所在地 鯖江市西山町13-1 電話番号 0778-53-2218 FAX番号 0778-51-8157 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
福井県国民健康保険 団体連合会（国保連） （介護予防支援に限ります）	所在地 福井市西開発4丁目202-1 電話番号 0776-57-1614 対応時間 午前9時00分～午後4時 (土・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

## 8 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人 寿人会
代表者名	木村 知行
法人所在地・電話	〒916-0025 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号 電話：0778-51-0478
業務の概要	社会医療法人
事業所数	10事業所

## 【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名事業所名 (事業所番号)説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名代理人又は立会人  
氏 名

※氏名欄は自署（自署が困難な場合は記名押印）してください。

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

◇◇◇ 当事業所では、重要事項説明書確認後に契約をお願いしております。◇◇◇

利用者 \_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と社会医療法人寿人会（以下「事業者」という。）は、地域包括支援センターさばえ（以下「事業所」という。）が利用者に対して提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約を締結する。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員）

第2条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員（以下「担当職員」という。）として、保健師その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

- 2 事業者は、前項の担当職員を選任し、また変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当職員を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。
- 3 事業者は、担当職員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。
- 4 担当職員は、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等）

第3条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談  
利用者の居宅又は事業所内において利用者からの相談に応じます。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書の作成
  - ① 担当職員は、利用者に対して介護予防サービス・支援計画書を作成します。
  - ② 介護予防サービス・支援計画書の作成開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供します。
  - ③ 介護予防サービス・支援計画書の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえ、生活機能の低下等利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

- ④ 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者、介護予防サービス事業者等、サービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
  - ⑤ サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有し、介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めます。
  - ⑥ 作成された介護予防サービス・支援計画書原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- (3) 介護予防サービス・支援計画書の実施状況の継続的な把握、評価
- ① 介護予防サービス・支援計画書作成後においても、介護予防サービス・支援計画書の実施状況及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス・支援計画書の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。
  - ② 介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。
- (4) 利用者の居宅への訪問

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には利用者の居宅を訪問し面接します。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問等により確認し、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を取り、利用者の状況把握を行います。

- ① アセスメント実施時
- ② 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- ③ 介護予防サービス等の評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

\*但し人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - i 利用者の状態が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話等装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する。
- ウ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問することとする。

(契約の有効期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とします。

但し、利用者が要支援認定者の場合は、要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 有効期間満了日までに、利用者から更新を行わない旨の意思表示がない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

## (介護予防サービス・支援計画書の変更等)

第5条 事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

- 2 事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

## (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等)

第6条 事業者は、利用者との合意のもとで介護予防サービス・支援計画書を作成して、利用者にもその写しを交付します。

- 2 事業者は、定期的に、介護予防サービス・支援計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等の評価し、その結果を介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、利用者にも説明のうえ、その写しを交付します。

- 3 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過記録等の完結の日から5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、その写しを交付します。

## (利用者の解約等)

第7条 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

- 2 利用者は、事業所が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

## (事業者の解除)

第8条 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者にも提供します。

- 2 事業所は、利用者又は利用者家族等が事業所や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者が要介護認定と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 事業所が実施するサービスの適正な運営を確保するために定めた運営規程に抵触する場合（例：虐待防止、ハラスメント防止等）

## (契約の終了)

第9条 利用者が医療施設等に入院、入所もしくは入居、又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。

- 2 事業者は、この契約が終了する場合で必要があると認められるときは、利用者が指定する指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町への連絡等の調整を行うものとします。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

(非常災害対策・事業継続計画の策定等)

第11条 サービスの提供時（相談対応中等）は、福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努めます。

- 2 事業所相談室等においては、防火管理者の指示に従うこととします。

第12条 感染症や非常災害の発生時においては、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、サービスの提供時に事故が発生した場合には速やかに関係市町、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(身体拘束等)

第14条 当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を認めない姿勢を基にケアマネジメントプロセスをすすめます。

(秘密保持)

第15条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用し会議等を開催する場合は、事前に利用者及び利用者家族等の同意を得るものとします。

(苦情対応)

第16条 利用者は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者の地域包括支援センター又は鯖江市健康福祉部長寿福祉課に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、介護予防支援に関する苦情については、福井県国民健康保険団体連合会に対しても申し出ることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いはいたしません。

(業務の委託)

第17条 事業者は、利用者の同意を得た上で、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが行えると事業者が認めた指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託することができるものとします。

- 2 利用者は、前項の規定に基づき委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

(利用料等)

第18条 事業者の提供した介護予防支援の利用料については、介護保険制度によって、事業者に対して全額の給付が行われるため、原則として利用者に対する利用料の自己負担はありません。

- 2 前項に関わらず、利用者が介護保険料を滞納している場合は、この限りではありません。
- 3 介護予防ケアマネジメントについては、利用者に対する利用料の自己負担はありません。
- 4 担当職員もしくは業務委託先指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常の事業の実施地域以外に訪問等する必要がある場合には、その交通費(実費)支払いを求める場合があります。

(賠償責任)

第19条 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(相談対応)

第20条 事業所は、利用者からの相談に対応する窓口を設置し、居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第21条 事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(裁判管轄)

第22条 利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(契約外の事項)

第23条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業所の記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名 印  
(自署の場合は押印不要)

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住 所  
氏 名 印  
(自署の場合は押印不要)

事業者 所在地 〒916-0025 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号  
事業者名 社会医療法人 寿人会  
代表者名 理事長 木村知行 印  
事業所名 地域包括支援センターさばえ

業務委託先指定居宅介護支援事業者 事業者名  
事業所名 印